

議案第 4 4 号

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 元年 6 月 1 4 日提出

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

令和 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小 笠 まゆみ

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第6号を次のように改める。

(6) G パーク宿泊施設

(単位：円)

区分		単位	金額
洋室	バス・トイレつき	大人1人1泊につき	6,500
洋室	バス・トイレなし	大人1人1泊につき	5,500
和室10畳	バス・トイレなし	大人1人1泊につき	5,500
和洋室6畳	バス・トイレつき	大人1人1泊につき	6,500
和室8畳	トイレつき	大人1人1泊につき	6,000
宿泊を伴わない温泉利用		大人1人につき	350

- ① 小学生は上記金額の60%とし、未就学児は無料とする。
- ② 12月28日から1月5日にかけて宿泊する場合は、上記金額に5,000円を加える。
- ③ 4月28日から5月6日にかけて宿泊する場合は、上記金額に2,000円を加える。
- ④ 消費税及び入湯税については別途徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。